

静岡市

海上運送法第9条（第21条の5）の規定に基づく運送約款

旅客運送の部

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 運送の引受け（第3条—第5条）
- 第3章 運賃及び料金（第6条）
- 第4章 旅客の義務（第7条・第8条）
- 第5章 賠償責任（第9条—第11条）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 この運送約款は、静岡市（以下、「本市」という。）が経営する井川湖内の航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

3 本市がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

（定義）

第2条 この運送約款で「旅客」とは、出航時刻に乗場に存在し、乗船の意思を示した者をいいます。

2 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

（1）3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が10キログラム以下の物品

（2）車いす（旅客が使用するものに限る。）

（3）身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）

第2章 運送の引受け

（運送の引受け）

第3条 本市は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の乗船の申込みに応じます。

2 本市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗船の申込みを拒絶し、又は既に締結した乗船の予約を解除することがあります。

（1）本市が第5条の規定による措置をとった場合

（2）旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者

イ 泥酔者、薬品中毒者その他他の乗船者の迷惑となるおそれのある者

ウ 重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者

エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

(3) 旅客が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(4) 乗船又は乗船の予約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品（第2条第2項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を2個に限り、乗船スペースに持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、本市が支障がないと認めるときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 本市は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

(1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(2) 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(3) 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(4) 遺体

(5) 生動物（第2条第2項第3号に掲げるものを除く。）

(6) その他運送に不相当と認められるもの

3 本市は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

（運航の中止等）

第5条 本市は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

(1) 気象又は水象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

(2) 天災、火災、水難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

(3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する人又は資機材の輸送を行う場合

- (4) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
- (5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合
- (6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合
- (7) 旅客が第7条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合
- (8) 官公署の命令又は要求があった場合

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客及び手回り品の運賃及び料金の額を無料とします。

2 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。

第4章 旅客の義務

(旅客の禁止行為等)

第7条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設を操作すること。
 - (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
 - (3) 船舶内で喫煙すること。
 - (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
 - (5) みだりに貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
 - (6) みだりにタラップ、遮断機その他乗船者の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
 - (7) みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
 - (8) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
 - (9) 水中投棄を禁止された物品を船舶から水中に投棄すること。
 - (10) 船員等（現に船舶の運航を行っている者をいう。以下同じ）の職務の執行を妨げる行為をすること。
 - (11) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
 - (12) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- 2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
- 3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第8条 旅客は、乗船スペースに持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

第5章 賠償責任

(本市の賠償責任)

第9条 本市は、旅客が、船員等（運航業務を受託する事業者の船員等を含む）の指示に従い、乗船場の乗降施設（改札口がある場合にあっては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船場の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、本市及び運航業務を受託する事業者が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。

(1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合

(2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

3 本市は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、本市又はその使用人に故意又は過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 本市が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により本市が責任を負う場合を除き、本市は、これを賠償する責任を負いません。

(保険契約)

第10条 本市は、前条第1項（同条第2項において本市が免責される場合を除く。）に係る損害賠償を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生じる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9号第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。）1人につき、てん補する額の限度額を1億円以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

(旅客に対する賠償請求)

第11条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより本市に損害を与えた場合は、本市は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

附則

この運送約款は、令和6年9月30日から適用します。